



## 東京税理士会日本橋支部会報

### 第175号

令和7年8月1日

#### 東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホックコ人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページ URL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 大澤 昭人

編集人 広報部長 北島 垂紀

印刷 (株) 税 経



「西新井大師の牡丹園（前広報部長より提供）」

### 東京税理士会 日本橋支部 新役員

東京税理士会	日本橋支部			東京税理士会
支部長	大澤 昭人	厚生部長	三浦 敏幸	理事
		組織部長	平川 彰	今井 信吾
副支部長	森 一郎	経理部長	川口 真理	小原 正寛
	濱川 久子	綱紀監察部長	青木 幸弘	増田 和弘
	結城 昌史	税務支援対策部長	藤沢 佳文	栗原 真平
	山下 孝一	法対策委員長	鈴木 晴妃	
	多田 毅	情報システム委員長	西 菜穂子	
総務部長	塩谷 満	租税教育推進委員長	久世 貴子	
研修部長	井手 政紀	監 事	松本 洋明	
広報部長	北島 垂紀		浅井 悦子	

## 東京税理士会 日本橋支部 令和6年度 定期総会開催される

日 時 令和7年6月23日(月)午後3時30分開会  
場 所 ロイヤルパークホテル 有明の間(日本橋蛸殻町2-1-1)  
会員総数 (個人)令和7年6月2日 975  
出席会員 開会時566名(うち委任状による出席490名)



### 【物故者に対する黙禱】

定期総会に先立ち、令和6年度中に他界された支部会員への冥福を祈り、黙禱を捧げた。

### 【総会開会・成立宣言】

司会を務める湯本康弘総務部副部長より、令和6年度東京税理士会日本橋支部定期総会の開会に先立ち、総会の成立状況について説明された。支部規則第22条第1項により支部総会は招集通知発送日現在の会員総数の2分の1以上の出席者が必要となり、総会招集通知発送日(6月2日)現在の会員数は975名で、その過半数は487名となる。

総会開始時点での会員の出席者は76名、委任状による出席者数は490名で合計566名であることから定期総会は有効に成立する旨の宣言が行われた。



青木久直支部長



佐々木則司議長

### 【開会の挨拶】

安田信彦副支部長より、この定期総会において十分審議をいただき、令和7年度の支部活動に繋がっていただきたいとの開会挨拶が行われた。

### 【支部長挨拶・会務報告】

青木久直支部長より、この2年間、研修の充実、デジタル化への対応として、デジ塾の開催、広報事務としては、紙面の充実、ホームページの充実など、会員の皆様には会務運営への協力をいただいた旨のお礼が述べられた。

### 【議長選出】

議長選出については、司会者一任との提案により、支部長規則第23条に基づき議長に佐々木則司会員を指名した。

### 【議事録署名人選任】

議事録署名人については、議長一任との提案により、支部規則第26条に基づき議事録署名人に西菜穂子会員及び青木幸弘会員を指名した。

### 【審議事項】

議長から、第1号議案及び第2号議案は相互に関連するため、一括提案・一括審議したい旨の提

## 目

令和6年度定期総会	2～4
定期総会前の研修会	5
支部長挨拶 大澤 昭人	6
日本橋税務署長着任挨拶 松崎 和巳	7
研究論文「消費税の届出書制度に関する一考察」 高田 具視	8～12
顧問・相談役会、署との拡大定例連絡会	12～13
日本橋税務署新旧幹部職員名簿	14

## 次

日本橋支部令和7年度役員及び組織図	15
新役員の紹介	16～25
随筆 住田 直子、福本 光男	26～28
日本橋支部及び京橋支部との交流戦	29
デジ塾最終回	29
女性部(さつき会)活動報告	30
各部だより	31～35
支部会員異動のお知らせ	36～38



安田信彦副支部長



執行部

案があり、議場に諮ったところ承認された。

#### 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件

各部長及び各委員長より、議案書の「令和6年度事業報告」に基づき報告が行われた。

#### 第2号議案 令和6年度決算報告承認の件及び監事監査報告

増田和弘経理部長より、議案書の「令和6年度決算報告書」に基づき「収支計算書」「正味財産増減計算書」及び「貸借対照表」並びに「財産目録」「注記事項」について報告が行われた。

次いで、高木貞和監事、澤城教典監事より、議案書の「監査報告書」に基づき監査報告が行われた。

第1号議案及び第2号議案について、議場に諮ったところ、挙手（賛成）多数にて原案通り議案は承認可決された。

議長から、第3号議案及び第4号議案は相互に関連するため、一括提案・一括審議したい旨の提案があり、議場に諮ったところ承認された。

#### 第3号議案 令和7年度事業計画承認の件

各部長、各委員長より、議案書の「令和7年度事業計画」に基づき説明が行われた。

#### 第4号議案 令和7年度予算承認の件

増田和弘経理部長より、議案書の「令和7年度収支予算書」（一般会計）に基づき説明が行われた。

第3号議案及び第4号議案について、議場に諮ったところ、挙手（賛成）多数にて原案通り議案は承認可決された。

#### 第5号議案 顧問並びに相談役委嘱の件

支部規則第20条の規定により、支部長を支部顧問、副支部長、監事を支部相談役にそれぞれ委嘱することについて、承認を求め、拍手を持って承認された。

#### 【報告事項】

令和7年度の支部役員選挙結果報告が、滝口選挙管理委員長から報告された。

#### 【会員表彰】

湯木康弘総務部副部長より、令和6年度会員表彰受賞者の披露が行われた。

##### (1) 表彰規定第2条第1項第3号該当者（13名）

宮寄栄二郎	福田 浩彦	二瓶 正之
濱川 久子	藤枝 昌雄	吉村以知郎
富田 博之	村松 久也	飯塚 仁子
近藤 吉輝	太田 佳孝	正田 幸治
都井 清史		

##### (2) 表彰規定第2条第1項第4号該当者（1名）

青木 久直



&lt;宮寄栄二郎&gt;

&lt;濱川久子&gt;



&lt;青木久直&gt;

表彰者

(3) 日税連表彰規定第3条第1項第5条該当者  
(12名)

宮寄栄二郎	福田 浩彦	發知 敏雄
二瓶 正之	濱川 久子	玉越 賢治
猪股 正明	高山 秀三	藤井 清彦
堤 健佐久	一木 裕一	長瀬 弘

**【叙勲受章者披露】**

令和6年度 秋の叙勲受章者

該当者なし

令和7年度 春の叙勲受章者

該当者なし

**【長寿祝受贈者披露】**

(1) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年をこえる者

伊藤 哲夫	下村 信義	谷垣 禎一
高木 武彦	上中 澄雄	浅井 光政

(2) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満20年以下の者

該当者なし

(3) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満10年以下の者

該当者なし

(4) 支部互助規則第3条会員で満80歳、支部入会の日から満5年以下の者

篠塚 信彦 田中 勝良

**【来賓挨拶】**

日本橋税務署長	井上 博之氏
中央都税事務所長	成瀬 貴子氏
中央区役所区長	山本 泰人氏
東京税理士会副会長	奥澤 誠氏



井上博之  
日本橋税務署長



成瀬貴子  
中央都税事務所長

**【総会終了の挨拶】**

総会終了の挨拶は、梅田副支部長に締めていただきました。

**【総会後の懇親会】**

総会後の懇親会は、2階「春海の間」にて行われた。

懇親会では、大澤支部長から冒頭「秘密兵器」と言われる施策が3つあるとの挨拶がありました。具体的な施策には触れませんでしたでしたが、この3つの施策を有効にしていきたいとの抱負を述べられました。



乾杯は、青木久直顧問で行われ、にぎやかに開催されました。

来賓挨拶は、東京税制連副会長香山正男様からいただきました。

懇親会の締めは、結城副支部長により行われました。



青木久直顧問



結城副支部長  
(総務部長 栗原 真平)

定期総会前の研修会)

## 日本のデジタル化とその現状 ～他国との税務のデジタル化を比較して～

講師 ジャーナリスト 青木 理 氏

恒例となりました、定期総会前の研修会が、研修部主催で今回も開催されました。

この研修会は、税理士会日本橋支部、日本橋税理士政治連盟、東京税理士協同組合との共催で開催しております。

今回は、ジャーナリストの「青木 理」氏による「日本のデジタル化とその現状～他国との税務のデジタル化を比較して」として講話をいただきました。出席者は84名。

青木氏は、慶應義塾大学卒業後、共同通信社に入社。同社では大阪社会部、成田支局を経て東京社会部で警視庁の警備公安部門などを担当。テレビ番組としては、TBSテレビ「サンデーモーニング」、フジテレビ「Mr. サンデー」などの出演があります。

講演会は青木支部長と安田副支部長が同席し、青木氏はコメンテーターという立ち位置で行われました。

青木氏からは、デジタル化への興味が高かったので取材にも力を入れてきた。天才プログラマーと言われる「オードリー・タン」にも触れ、日本における公文書の管理、メール文書など将来に向けて残すものをどうしていくのか。マイナンバーカードの在り方、使い方、管理の在り方、日本には透明性がないのでデジタル化が進まないとの考えもある。これをどう考えるかとの問題もあるとのこと。

青木支部長からは、将来のAIの在り方、デジタル化での情報の在り方、AIでできるものと出来ないものの情報をどのように取り入れるか。また、安田副支部長からは、デジ塾にてAIについてももう少し進めておけばよかった。など、ディスカッション形式で進められました。

(情報システム委員会 塩谷 満)





## 支部長就任挨拶

支部長 おおさわあきひと 大澤昭人

この度日本橋支部長に就任することになりました大澤昭人です。

1期2年間会員の皆様のご支援とご協力を賜りながら、より一層の支部の発展を目指すとともに、会員の皆様のご要望にお応えできるよう支部を運営していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

まずは、今年度は第六世代の電子認証カードの交付が予定されておりますので、情報システム委員会が中心となり会員の皆様のカードの取得、運用に支障がないように努めていきます。同時に事務局のITデジタル化を推奨していきます。デジタル塾につきましては、会員の皆様のIT化推進のためリニューアルを予定しています。

次に、租税教育推進委員会では、法人会と協力して、社会人向けの租税教育を推進してまいります。

更に、今年度は第一ブロックの当番支部としてブロック合同研修会、連絡協議会等を結城昌史、濱川久子、森一郎、山下孝一、多田毅の各副支部長の協力を仰ぎながら円滑に運営できるよう努めていきます。

思い起こせば、私と日本橋支部との関りは、平成12年4月に入会し、同時に若狭相談役(当時野球部マネージャー)からのお誘いで野球部に入部したことから始まります。その後野球部活動を続け、平成25年4月には、野球部監督として23年振りに優勝をすることができ、今までの支部活動の中で最高の思い出を作ることが出来ました。野球部活動の中で一番印象に残っているのは阿部慎史会員との出会いです。元早稲田大学硬式野球部のレギュラー捕手が日本橋支部の会員であることを聞き、すぐに監督として面会しました。

会った瞬間に、この男を口説けたら野球部は優勝できると直感しました。その後の日本橋野球部の活躍は、皆様ご存じのとおりです。現在でも、阿部会員はキャプテンとして引続き野球部を牽引

しています。野球部では多くの先生方のご支援、ご指導により、開業当初から順調な税理士活動を送ることが出来ました。

日本橋支部内には、この他にも会員皆様のサポートのために多くの部があります。そのうちの一つである研修部では研修受講義務36時間を達成するために、さまざまな研修会やセミナーを企画・提供していきますので積極的な活用をお願い致します。

また、先にも述べた野球部が所属する厚生部には、野球部をはじめ、ゴルフ部、テニス部、囲碁部、カラオケ部、ボーリング部、アウトドア部がありますので会員の皆様の参加をお願い致します。カラオケ部では、本年11月に40周年記念発表会を迎えます。他支部の先生も交えて例年以上に盛大に行いますのでご協力をお願いします。

税理士会日本橋支部は、会員の皆様はもちろん、地域社会の皆様にとっても重要な役割を担っております。今後とも、誠実かつ透明性の高い活動を心掛け相談しやすい身近な存在として信頼される支部運営を目指します。



＜野球部入部当初の私＞



## 着任のご挨拶

まつ ざき かず み  
日本橋税務署長 松崎和巳

東京税理士会日本橋支部の会員の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、日本橋税務署長を拝命いたしました松崎です。東京国税局総務部税務相談室から異動してまいりました。

五街道の起点、交通・物流の要所として、商業・経済・文化の中心地となり今なお発展・進化を続けている歴史と伝統と魅力にあふれたこの日本橋で、署長として税務行政に携わることができるとは、大変光栄であり、また、とても身の引き締まる思いです。前任の井上署長同様、御厚情のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

大澤支部長をはじめ、東京税理士会日本橋支部の会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に対し、深い御理解と多大なる御支援を賜り厚く御礼申し上げます。また、税を考える週間や確定申告期における無料相談に加え、小・中学生を対象とした租税教室への講師派遣など、多岐にわたって格別な御協力をいただいておりますことにも、深く感謝いたします。

国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献を図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んできております。

東京税理士会日本橋支部の皆様におかれましては、これまででも、e-Tax及びキャッシュレス納付の利用率向上に向けた取組等にご協力いただき、重ねて感謝申し上げます。

法人税ALL e-Tax、相続税申告、所得税のスマホ申告、納税証明書のオンライン申請などの申告・申請手続におけるe-Tax利用、国税納付手続におけるキャッシュレス納付の利用につきましては、引き続きの御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、キャッシュレス納付につきましては、令和7事務年度、納付機会の多い「源泉所得税のキャッシュレス納付」の推進に局署を挙げて力を

入れて取り組むこととしております。キャッシュレス納付方法の内、「自動ダイレクト」では所得税徴収高計算書の提出と納付手続を同時に行うことができますので、更に便利になっております。

また、本年3月には、e-Taxソフト（WEB版）と同様の画面を用いて、所得税徴収高計算書の作成・送信からキャッシュレス納付手続に至るまでの一連の操作を体験できる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を国税庁のe-Taxホームページにおいて開設しておりますので、源泉所得税のキャッシュレス納付の利便性や「自動ダイレクト」の利便性も顧問先等にお伝えいただければ幸いです。

事業者のデジタル化の促進などのDXに関連する施策や書面添付制度の一層の普及・定着なども含め、各種施策の実施に当たっては、皆様の御理解、御協力が不可欠であります。

引き続き、あらゆる機会を通じて、幅広い課題について協議・意見交換を行いながら、皆様とともに税務行政を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、格段のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。





## 「消費税の届出書制度に関する一考察」



税理士 <sup>たか だ とも み</sup> 高田 具視

### (はじめに)

平成元年4月、我が国に初めての課税ベースの広い間接税として創設された消費税制度に対しては、仕入税額控除方式を中心に種々の批判もあったが、令和元年10月に二桁税率(10%)への引上げとともに軽減税率(8%)が導入され、令和5年10月には経過的な区分請求書等保存方式を経て本格的なインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されるなど、創設から30年余を経て世界に広く導入されている付加価値税(Value-Added Tax, VAT)と肩を並べる制度改革が実現した。

消費税には、少子・高齢化社会を支える税としての役割が期待されており、個々の制度の在り方については、社会経済情勢の変化や執行状況等に対応した不断の見直しが重要となるが、本稿は、税理士会の積年の改正要望であった中小特例措置に関連する届出書の在り方について考察を試みるものである。

### I 中小特例措置に関連する届出書の仕組みと問題の所在

消費税においては、中小事業者の納税事務負担に配慮した特例措置が設けられているが、その適用関係は、原則として、その適用を受けようとする課税期間の直前の課税期間末までにその旨の届出書を提出することとされている。各制度の概要は以下のとおりである。

#### 1 事業者免税点制度

消費税の納税義務者は事業者(個人事業者及び法人)であり、事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務があるが(消法5①)、その課税期間の基準期間(前々年又は前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下である者(適格請求書発行事業者を除く。)については、その納税義務が免除される(消法9①)。

ただし、免税事業者に該当する者であっても、「課税事業者選択届出書」を所轄税務署長に提出した場合には、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については課税事業者となることができる(消法9④)。

これは、課税売上高が免税点以下の輸出業者について輸出取引に係る還付申告が可能となることを主な目的として手当されたものであるが、免税事業者に該当する小規模事業者が設備投資等を行ったことにより、消費税の還付が見込まれる課税期間においては、課税事業者を選択することにより還付申告が可能となる。

なお、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、その適用をやめようとするときは、「課税事業者選択不適用届出書」を提出しなければならず、その提出があったときは、その翌課税期間以降は免税事業者となる(消法9⑤、⑧)。

また、「課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、2年間は継続適用する必要がある(消法9⑥)。

#### 2 簡易課税制度

消費税の納付税額は、原則として、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除して計算するが(消法30)、課税事業者が、所轄税務署長にその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率(事業の種類ごとに定められた仕入率)を乗じて計算した金額を課税仕入れに係る消費税額として、課税売上高のみから簡易に納付税額を計算することができる(消法37)。

なお、「簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、その適用をやめようとするときは、「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しなければ

ならず、その提出があったときは、その翌課税期間以降は原則課税が適用される(消法37⑤、⑦)。

また、「簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、2年間は継続適用する必要がある(消法37⑥)。

### 3 問題の所在

前述のように、事業者免税点制度に係る課税事業者の選択届出書又は選択不適用届出書、また、簡易課税制度に係る選択届出書又は選択不適用届出書は、当該届出書を提出した場合には、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間について適用することを定めており、原則として、その適用を受けようとする又はやめようとする課税期間前に提出しなければ適用は受けられない仕組みとなっている。

このように、中小特例措置に関連する届出書について、原則として事前提出を求めているのは、消費税は転嫁が予定された間接税であり、その納税義務を負う事業者が課税事業者に該当するか否か、あるいは簡易課税制度の適用を受けるかどうかは、その課税期間の開始前に確定させる必要があるという考え方に基づくものである。

この制度に関して、税理士会からは、消費税の創設後早い段階から、その届出書の提出時期について、その適用を受けようとする課税期間末までの提出を認めること、あるいは、直前の

課税期間の確定申告期限までの提出を認めること、といった税制改正要望が長年に亘って継続されてきていた。

その背景としては、実務の現場において、その届出書の提出失念や遅延により多額の消費税還付が不可となった、あるいは、税額面で明らかに有利となる課税方式の選択が叶わなかった、といった事例が散見され、制度改正を求める声が強く出ていたことは想像に難くない。

なお、税理士会の令和7年度税制改正要望では、関連する要望として、「納税義務免除制度及び簡易課税制度について、基準期間制度を廃止し、当該課税期間による判定とすること。」「簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。」が挙げられているが、こうした現行制度に起因した還付不可や過大納付の問題への対応がその背景にあるものと考えられる。

下表は税理士職業賠償責任保険の税目別事故件数である。

税理士の過失等による損害に対する関与先からの賠償請求を補填するための損害賠償保険である税理士職業賠償責任保険(税賠保険)は、近年、保険事故の大型化、件数の増加が進んでおり、特に消費税に関する保険事故が目立っている。

#### 税理士職業賠償責任保険の税目別事故件数

税 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
消 費 税	252件	261件	282件	241件	308件(48.7%)
簡易課税制度選択届出書	44件	43件	52件	37件	44件(7.0%)
簡易課税制度選択不適用届出書	81件	89件	88件	75件	113件(21.0%)
課税事業者選択届出書	40件	38件	38件	35件	38件(6.0%)
課税事業者選択不適用届出書	8件	5件	15件	12件	13件(2.1%)
原則課税・簡易課税の誤選択	15件	12件	17件	18件	17件(2.7%)
課税事業者・免税事業者の誤選択	6件	9件	6件	4件	5件(0.8%)
その他	58件	65件	66件	60件	78件(12.3%)
所 得 税	72件	83件	115件	84件	88件(13.9%)
法 人 税	131件	110件	130件	114件	159件(25.1%)
相 続 税	31件	24件	40件	31件	33件(5.2%)
贈 与 税	17件	16件	5件	11件	28件(4.4%)
そ の 他	8件	9件	9件	14件	17件(2.7%)
合 計	511件	503件	581件	495件	633件(100%)

- (備考) 1. 税理士職業賠償責任保険事故事例(㈱日税連保険サービス)によるものであり、国税及び地方税の事故件数である。  
2. 各年度の期間は当年7月～翌年6月、令和5年度の()書きは構成比であり、消費税欄のその他以外は届出書の提出に関連する事故である。

直近の資料によると、令和5年度の保険金支払件数は633件で、税目別では消費税が308件(48.7%)と最も多く、消費税の事故原因の内訳は、全体(308件)のうち届出書関係だけで230件(消費税事故の75%)に上り、中でも「簡易課税制度選択不適用届出書の提出失念」が113件(消費税事故の37%)と突出している。

税賠保険は関与先からの賠償請求を前提としているので、賠償請求には至らない隠れた事故事案の存在や、そもそも税賠保険の主契約に係る加入割合(令和5年度)が個人税理士で55.77%、税理士法人で88.20%であることからみて、全体として類似の事案は相当程度存在するものと考えられ、事前提出を原則としている現行制度と無関係ではないように思われる。

## Ⅱ 中小特例措置に関連する届出書制度の在り方

前述の税賠保険の事故件数にも見られるように、中小特例措置に関連する届出書に起因する消費税の還付不可や過大納付の問題は、消費税の創設から30年余を経ても増加傾向にあり、関係する中小事業者やそれをサポートする税理士の大きな負担要因にもなっている。

特例制度が存在する以上、それを有効活用して最適課税を指導するのが関与先の信頼を得る上でも重要であることから、その選択等に関する事務手続きにおいて無用な事故による還付不可や過大納付を避けるためには、関与先との情報交換、意思疎通を密にし、その課税関係や事業計画等の実情を的確に把握しておくことが不可欠となるが、その接触状況は区々であることもあって、的確な対応は容易でない面も多いのが実情のようである。

そこで、以下では、その対応策について検討する。

### 1 考慮すべき検討事項

#### (1) 各届出書の性質、機能

中小特例措置に関連する届出書が、その適用を受けようとする課税期間の開始前に提出することとされているのは、消費税は転嫁が予定された間接税であり、課税事業者となるか否か、あるいは簡易課税制度を選択するかどうかによって、転嫁のあり方や仕入税額控除の要件が異なること、また、事務負担に配

慮した特例措置であるにもかかわらず、一律に事後選択を認めることは、いわゆる益税の発生を制度的に容認することにもなり、論理的に受け入れ難いというのが税制当局の見解であろう。

この点に関して、対象となる各届出書の性質、機能に着目すると、「課税事業者選択不適用届出書」は一旦課税事業者を選択した者が免税事業者に戻ろうとする届出書であり、また、「簡易課税制度選択届出書」は原則課税を適用すべき者が簡易課税を選択しようとする届出書であることから、事後選択を認めることは転嫁が予定された間接税としての性格等からみて問題はあろう。

これに対して、「課税事業者選択届出書」は免税事業者に該当する者が課税事業者を選択しようとする届出書であり、また、「簡易課税制度選択不適用届出書」は簡易課税の選択適用者が原則課税を適用しようとする届出書であるから、いずれも望ましいあるべき課税方式への変更であって、転嫁の問題や仕入税額控除の要件が異なる問題を自ら甘受して選択しようとするものであることから、その事後選択を間接税としての性格等に反するものとして否定する必要性は乏しいものと考えられる。

#### (2) 事後選択の適用事例

中小特例措置に関連する届出書は、消費税は転嫁が予定された間接税であることを踏まえて事前提出を原則としているが、物理的に事前提出が困難な事業開始課税期間などについては事後選択が認められており(消法9④、37①、消令20、56)、また、例えば、軽減税率制度や適格請求書保存方式の導入に際しては、経過措置として事後選択による簡易課税制度の特例が認められるなど、実情に即した法的手当てがなされており、届出書の事前提出は絶対的に厳守すべき原則となっているものではない。

#### (3) 消費税における仕入税額控除の意義

中小特例措置に関連する届出書のうち、「課税事業者選択届出書」及び「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出は、設備投資等に伴う多額の仕入税額控除と密接に関連するが、

消費税における仕入税額控除は、多段階課税・前段階税額控除方式という消費税制度の根幹をなすものであって、納税義務者の権利ともいえるものであり、また、仕入れに係る消費税はその仕入れを行った日の属する課税期間においてしか控除できず、法人税における減価償却費のように取り戻しがきかないことにかんがみれば、届出書の提出時期の手続き的な問題で税額控除の機会を失うことは、事業者にとって酷と言わざるを得ない。

#### (4) 実務的な対応の限界等

中小特例措置に関連する届出書の提出に起因する消費税の還付不可や過大納付といった事故を防止するためには、消費税法等に対する税理士の専門的な知識とともに、関与先にも一定の知識と理解が求められ、双方の密接な情報交換、協力関係が必須となるが、個人事業者を中心に小規模事業者との接触機会は相対的に限られていること、また、そもそも税理士関与割合が所得税で20.4%、法人税で89.8%（令和5事務年度「国税庁実績評価実施計画」による。）という現状にあること、さらには、多額の課税仕入れ等の決定は課税期間開始後においても一般的に生じ得ること等を併せて考えれば、中小特例措置に関連する届出書の事前提出に的確に対応することには限界があるものと考えられる。

## 2 具体的な対応策(改正試案)

以上の検討事項を総合勘案すると、中小特例措置に関連する届出書のうち、「課税事業者選択届出書」及び「簡易課税制度選択不適用届出書」については、その課税期間中に提出すれば当該課税期間からの適用を容認することにも一定の合理性が認められ、現行制度の下で災害等の極めて限定的な場合に限り適用されている宥恕規定（消法9⑨、37⑧）を弾力的に運用して解決することも一方策と考えられるが、国税当局としては、他の宥恕規定への影響や基準設定の困難性、全国一律の運用を考慮すると受け入れ難いものであろう。

そこで、次のような制度的な手当てが考えられる。

中小特例措置に関連する4つの届出書のうち、「課税事業者選択届出書」及び「簡易課税

制度選択不適用届出書」を提出した場合の適用関係については、次の措置を併せて講じることで、当該届出書を提出した日の属する課税期間から適用することとする。

その事務処理能力に着目して、課税事業者を選択した場合の継続適用期間を5年程度（現行2年）にするとともに、「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出した場合には、同様に5年間は原則課税を強制する仕組みを新たに講ずる。

特例制度である簡易課税制度の継続適用期間は廃止する。

### (理由)

現行制度の下では、「課税事業者選択届出書」及び「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、2年間は継続適用することとされている（消法9⑥、37⑥）。これは、中小特例措置について、課税から免税へ、免税から課税へ、あるいは原則課税から簡易課税へ、簡易課税から原則課税へといった変更を無制限に認めることには、課税上の弊害を生ずるおそれもあることから、2年間の継続適用を求めたものとされているが、この「2年間」というのは、1年ごとの変更は適当でないという以上の意味はないと思われる。

また、課税事業者を選択した者が、継続適用期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「課税事業者選択不適用届出書」及び「簡易課税制度選択届出書」を提出できないこととし（消法9⑦、37③一）、3年間は課税事業者として原則課税を強制する旨を定めている（いわゆる3年縛り）。これは、課税事業者を選択した者が第3年度において免税事業者となることにより、課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整（消法33条）の適用を免れることのないよう措置されたものである。

こうした現行制度を踏まえ、原則として、その適用課税期間の開始前に提出することとされている中小特例措置に関連する届出書について、間接税としての性格を踏まえつつ、現行の問題点への対応とより原則的な課税方式が選択される仕組み

とする観点から、以下の見直しを図ることが適当である。

### 1 事業者免税点制度

「課税事業者選択届出書」の提出により原則課税の適用を受ける事業者は、自ら事務処理能力を有することを示したものと認められ、できるだけ課税事業者としての対応を求める観点から、その継続適用期間を5年程度（現行2年）にする。

### 2 簡易課税制度

「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出により原則課税の適用を受ける事業者は、自ら事務処理能力を有することを示したものと認められ、できるだけ原則課税適用者としての対応を求める観点から、新たに5年程度は原則課税の継続を強制する仕組みを講ずる。

なお、現行の簡易課税を選択した場合の継続適用期間（2年）は、特例計算を強制することに積極的な理由は認められず、これを廃止する。

なお、上記の継続適用期間を5年とすることができれば、なお精査が必要ではあるものの、現在、高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例（法消12の4、37③三）との適用関係が必ずしも明確でないように思われる調整対象固定資産に係るいわゆる3年縛りの規定（消法9⑦、37③一）は整理（廃止）できるものとする。

### （終わりに）

中小特例措置に関連する届出書に起因する問題の中心は、事業者免税点制度や簡易課税制度を適用する一部の中小事業者の設備投資等による多額の課税仕入れ等に伴う消費税の還付不可や過大納付という極めて限定的な場面で生ずる問題であり、また、その対応策としての改正要望は、間接税としての消費税の性格から容認できないものとして長年に亘って議論されることなく見過ごされてきた問題でもあるため、広く関係者の理解、賛同が得られにくい面はあろう。

そうした意味で、今回のテーマ及びその内容はややチャレンジングなものと言えようが、今後の税体系を支える消費税の円滑な実施に当たって、納税義務者たる事業者及びそれを支える税理士の理解と協力が不可欠であり、小規模事業者や税理士に過度な負担となっているこの問題に対しても、消費税を巡る環境整備の一環として、消費税における仕入税額控除の意義、重要性や実務面での実情等を踏まえた前向きな検討が行われることを望みたい。



## 顧問・相談役会の開催

～令和7年4月23日～

令和7年4月23日（水）に、令和7年6月23日の定期総会の開催に向けて執行部と顧問・相談役会が、日本橋支部会議室で開催されました。出席者は合わせて27名。



冒頭、青木支部長からは、確定申告も無事スムーズに終わることが出来たこと、充実したデジタル化の対応、研修の充実、広報誌の充実などの挨拶がされました。

執行部からは、令和6年度定期総会議案書に基づき、第1号議案は、各部、各委員会からの活動報告、第2号議案においては、令和6年度決算報告承認の件、第3号議案では、令和7年度事業計画承認の件、第4号議案においては、令和7年度予算承認の件、第5号議案では、顧問並びに相談役委嘱の件について説明されました。

顧問・相談役からは、組織体制の確認、決算報告書に対する質問、貸借対照表に対する質問、令和7年度収支予算書の一般会計に基づき質問等が行われた。

執行部としては、現状における問題点など、個々に説明・回答をして承させていただきました。

会終了後においては、会場を別にして懇親会が行われました。  
(総務部長 栗原真平)



## 日本橋税務署との拡大定例連絡会の開催 ～令和7年4月23日～

令和7年4月23日(水)に日本橋税務署との拡大定例連絡会が、日本橋税務署の6階会議室で開催されました。拡大定例連絡会への出席者は、日本橋税務署側は井上署長を始め、税務署幹部の方が9名、日本橋支部税理士側は、青木支部長を始め、15名の出席で行われました。

拡大定例連絡会冒頭、井上署長からは、①確定申告が無事終了し、自宅からのe-Taxが増加、スマホによる申告も実施されたこと、②定額減税事務がスムーズに行われたこと、③收受印の省略が本格的に実施されたこと、④税理士会の協力もあり無料相談も無事終了することが出来たこと、⑤充実した租税教育が開始され、小学生への租税教育の重要性が図られたこと、などの挨拶がありました。

租税教育は、生徒の皆さんが、税金の知識や税金の役割を正しく理解し、税金を通じて社会や国の在り方を考えるために重要です。今後とも、ご協力・ご支援のほど、よろしくお願ひしたいとの要請もありました。

日本橋税務署からの連絡事項は、①署内納税窓口の受付時間について、②納税証明書のスマホ請求について、③輸出物品販売制度のリファンド方式への移行、④インボイスの取り扱いに関する質問事項、等でした。

青木支部長からは、確定申告が無事終了したこと、スマートフォンでの確定申告も実施されたこと、36時間研修も無事実施されたこと、また、引き続き拡大定例連絡会が開催されたことへの感謝の意と、支部活動への協力のお礼の言葉がありました。  
(総務部長 栗原真平)



<税理士会日本橋支部>

<日本橋税務署>



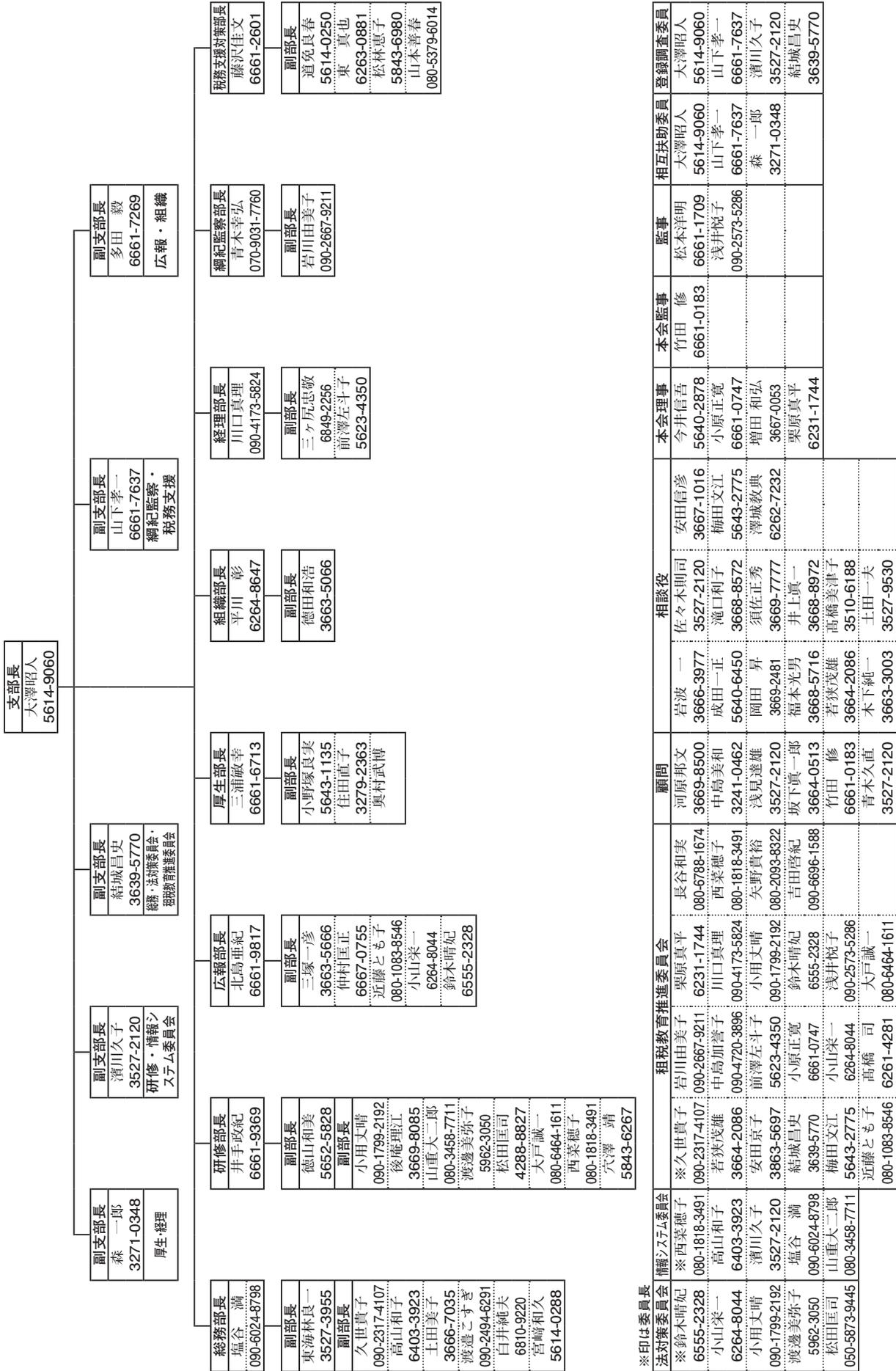
## 日本橋税務署新旧幹部職員名簿

令和7年7月10日

官職	新任者		前任者	
	氏名	前任部署	氏名	異動先部署
署長	松崎 和巳	総務部・税務相談室・室長	井上 博之	(退職)
副署長(総)	永吉 克也	(留任)	永吉 克也	(留任)
副署長(法調)	青木 友和	関信局・課税2部・法人課税課・課長補佐	西 公	税大和光・総合教育・教授
指 管 運 特 官	山口 敏彦	(留任)	山口 敏彦	(留任)
指法特官(総括)	寺田 裕	本所・特官(法人)・特官	衛藤 陽三	京橋・特官(法人)・特官
指 法 特 官	明石 守雄	(留任)	明石 守雄	(留任)
指 源 特 官	清 裕治	麹町・法人1・統括官	冷川 慎司	中野・特官(法人)・特官
総 務 課 長	根岸 彰	(留任)	根岸 彰	(留任)
管 運 特 官	葛西 就二	麻布・管運1・統括官	山口 俊幸	松戸・管運・上席 役職定年
管 運 統 括	濱田 孝	茂原・管運・統括官	中村 裕	江戸川北・管運・統括官
徴 収 統 括	戸篠百合子	(留任)	戸篠百合子	(留任)
個 1 統 括	土山 雅之	玉川・個人2・統括官	菊池 賢一	荒川・個人1・統括官
個 2 料 統 括	船田 元子	(留任)	船田 元子	(留任)
法 人 特 官	多田 茂雄	千葉東・特官(管運)・特官	小林 哲夫	船橋・法人・上席 役職定年
法 人 特 官	上野 綾子	(留任)	小宮山信弘	(退職)
法 人 特 官	橋口 泰明	(留任)	上野 綾子	(留任)
法 人 特 官	本多 浩行	(留任)	橋口 泰明	(留任)
法 人 特 官	恵 和日露	江東西・法人1・統括官	吉田 勝彦	麹町・法人・上席 役職定年
法 人 特 官	日俣 成章	千葉西・法人1・統括官	本多 浩行	(留任)
法 人 特 官	芝田 隆征	(留任)	芝田 隆征	(留任)
法特官連調官	日高 崇	(留任)	日高 崇	(留任)
源 泉 特 官			磯 美奈子	品川・特官(源泉)・特官
法 1 統 括	保坂 津義	成田・法人1・統括官	櫻井 吾朗	千葉南・総務・総務課長
法 連 調 官	徳田 智史	木更津・法人1・総括上席	福住 武大	西新井・法人4・統括官
法 2 統 括	東山 秀子	(留任)	東山 秀子	(留任)
法 3 統 括	臼井 恵子	(留任)	臼井 恵子	(留任)
法 4 統 括	人吉 崇行	品川・特情官	平野 克幸	荒川・法人1・統括官
法 5 統 括	和田 欣也	船橋・法人4・統括官	渡部 幸広	王子・法人・上席 役職定年
法 6 統 括	寶村 和典	庁・相互協議室・審査企画1係長	田中 寛之	江戸川北・法人5・統括官
法 7 統 括	大村 一清	(留任)	大村 一清	(留任)
法 8 統 括	坂井 一夫	(留任)	坂井 一夫	(留任)
法 9 統 括	藤森 聡	課税2部・法人課税課・源泉審査指導係長	今野 一男	庁・相互協議室・企画専門官
法 10 統 括	上坂 貴世	課税2部・統括国調査官付・主査	橋本 恭一	査察部・統括官付・主査
国際専門官(法人)	和気 拓男	調査3部・統括官付・主査	本間 昌智	京橋・国際官(法人)・国際官
国際専門官(法人)	片桐江利子	(留任)	片桐江利子	(留任)
国際専門官(源泉)	小田 貴志	(留任)	小田 貴志	(留任)
審理専門官(法人)	中嶋 隆浩	(留任)	中嶋 隆浩	(留任)
審理専門官(源泉)	鎌田 晃	甲府・法人2・統括官	赤川 寿治	千葉東・審理専門官(源泉)・審専官
課 長 補 佐	大橋 美希	(留任)	大橋 美希	(留任)
総 務 係 長	藤井 朋紀	木更津・総務・総務係長	成松栄太郎	総務部・企画課・納税者サービスPT
会 計 係 長	蓮見 貴志	日本橋・総務・主任	谷元 友里	品川・総務・会計係長

令和7年6月23日現在

# 東京税理士会日本橋支部令和7年度 役員及び組織図



## 新役員の紹介



副支部長  
(厚生部、経理部担当)

もり いち ろう  
森 一 郎

この度の役員選挙におきまして、2度目の副支部長に就任することになりました森一郎です。

担当は厚生部と経理部ですが、本会の厚生部委員も務めさせていただくことになりましたので、日本橋支部の会員の皆様に幅広く厚生活動に参加していただいて、大澤支部長が目指す「明るい日本橋支部」の実現にお役に立てるように頑張ります。



副支部長  
(研修部、情報システム委員会担当)

はま かわ ひさ こ  
濱 川 久 子

この度の東京税理士会の役員選挙により、副支部長に就任することになりました濱川久子です。担当は、研修部と情報システム委員会です。

これまでは、日本橋支部におきましては、情報システム委員長を2期務め、その後、本会理事を3期務めてまいりました。尚、本会では、国際部委員を務めさせていただきましたが、引き続き兼務で本会の国際部の委員を務めさせていただくことになりました。

2022年の税理士法の改正に伴い、税理士は積極的なIT化、納税者のIT化支援が求められる事となりました。人手不足を背景として急激な変化が起きています。支部の皆様にお役にたてるようIT研修、情報発信を務めていきたいと思ひます。2年間、どうぞ宜しくお願いいたします。



副支部長  
(総務部、法対策委員会、租  
税教育推進委員会担当)

ゆう き まさ し  
結 城 昌 史

この度、副支部長に就任いたしました結城昌史と申します。担当は、総務部、法対策委員会、租税教育推進委員会となります。

支部活動としては、総務部長以来となりますので、心機一転業務にあたる所存です。

総務部は、定期総会、幹事会、他団体との折衝等あり、支部の縁の下の力持ちとして、法対策委員会は、税理士法に定められた建議権に関わります。租税教育委員会は、主に地域の小中学校生に向けた租税教室の運営になります。

微力ではありますが、大澤支部長の下、支部の発展に尽力してまいります。2年間宜しくお願い致します。



副支部長  
(綱紀監察部、税務支援対策部担当)

やま した こう いち  
山 下 孝 一

この度の支部役員改選により、再度、副支部長を務めさせていただくことになりました山下孝一です。

担当は、引き続き「綱紀監察部、税務支援対策部」です。

微力ではありますが、大澤支部長の下で、支部会員の皆様と意思の疎通を図りながら支部の発展のために尽力して参りたいと思ひます。

皆様のご協力とご理解をお願い申し上げます。



副支部長  
(広報、組織部担当)

た だ たけし  
多 田 毅

この度の役員選挙におきまして初めて副支部長に就任することになりました多田毅と申します。

担当は広報部と組織部です。広報部は、広報部長を含め6年間担当して参りましたが、組織部については、初めての経験となります。

広報誌「にほんばし」は、会員にとって重要な情報源と考えております。引き続き充実した会報誌になるよう努力してまいります。

微力ながら今までの経験を活かし職責を全うする所存でございます。

大澤支部長の下、支部会員のお役に立てるよう努めさせていただきます。

何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



(総務部長)

しお や みつる  
塩 谷 満

このたび、総務部長を拝命しました塩谷満です。

微力ながら、これまで研修部長として培ってまいりました経験と、会務に対する情熱をもとに、円滑な運営と発展に尽力したいと思っています。

総務部は、会全体を支える「縁の下の力持ち」として、組織の安定と連携の強化に重要な役割を担っています。会員の皆様にとって、より開かれた、信頼される会づくりを目指し、明るく楽しく業務に取り組んでまいります。

どうぞご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



(研修部長)

い で まさ のり  
井 出 政 紀

研修部長を仰せつかりました井手政紀です。

日本橋支部の36時間の研修受講時間達成率が令和6年度に80%の大台を超えました。

研修部においては、支部会員の皆様の興味の湧く支部研修を企画・実施するなどより充実した研修を開催するとともに、36時間達成率の維持とさらなる引き上げを目指します。

具体的には引き続き東京会主催研修への参加啓発のほか、連合会マルチ・東京会マルチなどのマルチメディア研修の積極的なアナウンスにも力を入れてまいりたいと思っております。

どうぞとろしくお願いいたします。



(広報部長)

きた しま あ き  
北 島 亜 紀

この度、広報部長を務めさせていただくこととなりました北島亜紀です。

広報誌「にほんばし」の紙面を通じて“日本橋支部らしさ”を表現しつつ、支部活動や様々な有用な情報を会員の先生方にご提供できたらと思っています。是非、先生方のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。





(厚生部長)

 み うら とし ゆき  
 三 浦 敏 幸

この度の支部役員改選により厚生部長を仰せつかりました三浦敏幸です。日本橋支部で登録してから野球部員として、近年はゴルフ部としてもTNG会を通じて活動させていただいております。これらの厚生活動で日本橋支部会員だけでなく他支部の会員の方々ともご縁が広がり日々の税理士業務の支えとなっております。これから益々たくさんの皆様が厚生活動へ積極的に参加していただけますように微力ながら尽力したいと思います。何卒よろしくお願ひ申し上げます。



(組織部長)

 ひら かわ あきら  
 平 川 彰

この度の支部役員改選により、組織部長に就任にしました平川彰です。

組織部長は前期に引き続き3期目となります。

これまで、支部規則、業務執行細則などの改正作業を行ってまいりましたが、今期においても支部規約等の改正作業が控えております。

微力ながら精一杯その役割を果たして参りたいと考えておりますので、皆様のご協力を宜しくお願ひ申し上げます。



(経理部長)

 かわ ぐち ま り  
 川 口 真 理

この度の支部役員改選により、経理部長を務めさせていただくことになりました川口真理と申します。経理部は支部運営を会計の面で支えていく重要な役割があります。その上で、支部会費の滞納対策を前増田経理部長から引継ぎ、重点課題と

して引き続き取り組みます。また、支部運営が円滑に運営できるように、経理部業務の効率化を進めていきます。微力ではありますが、大澤支部長と森副支部長の下で、経理部長として2年間頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。



(綱紀監察部長)

 あお き ゆき ひろ  
 青 木 幸 弘

この度の役員改選によりまして、綱紀監察部長に就任させて頂く事となりました青木幸弘であります。新体制の大澤支部長をはじめ各役員の方々をお支えしつつ、会員の皆様方にご協力を頂きながら、「名門 日本橋支部」がより良い支部となりますよう、また、会員の皆様方のお役に立てるよう努力して参りたいと存じます。

2年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます  
(世界のAoki)。



(税務支援対策部長)

 ふじ さわ よし ふみ  
 藤 沢 佳 文

引き続き、税務支援対策部長を務めさせていただきます藤沢佳文です。2期目になります。

税理士の使命の一つである税務支援につき、①受託事業、②協議派遣事業、③独自事業を実施していきます。ご協力を是非お願ひいたします。

確定申告の風景も随分様変わりしており、税務署の前に長蛇の列というものはありません。

ただ「税金はよくわからない」という方も多いのではないのでしょうか。そういう方々に寄り添える税理士会でありたいと思います。





(総務部)

 しょう じりょう いち  
 東海林良一

この度、3期目の日本橋支部幹事を仰せつかりました東海林良一です。

不慣れではございますが、少しでもお役に立てよう努めさせていただきます。

支部活動はテニス部に参加させていただいております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



(総務部)

・租税教育推進委員長)

 く ぜ たか こ  
 久世貴子

この度の役員改選によりまして、幹事を仰せつかりました久世貴子と申します。

微力ではありますが、大澤支部長、結城担当副支部長の下、会員の皆様方との意思疎通を図りながら、少しでも日本橋支部運営のお役に立てよう尽力して参りたいと思います。

皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。



(総務部)

 たか やま かず こ  
 高山和子

この度の総務部担当幹事と情報システム委員を仰せつかりました、高山和子です。これまで厚生部と研修部に所属してきました。総務部では会員の皆様方、会務行事活動を通じて支部活動に参加しやすいように業務を行っていきたく思います。現在の趣味はゴルフ、海外旅行、パソコン修理とRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)ソフトの開発です。

AIや各種ソフトも含めて毎日のように新しいものができています。新しく便利で安いサービ

スを利用して、会務業務の効率化をすすめていきたいです。



(総務部)

 つち だ よし こ  
 土田美子

引続き総務部担当幹事を務めさせていただく土田美子です。

総務部は2期目になりますが、まだまだ業務は不慣れでご迷惑をお掛けすることも多々あるかと存じます。その都度ご指導を賜れましたら幸いです。

これから2年間塩谷部長を支え、支部会員の皆様のお役に立てる様、微力ですが精一杯務めて参ります。

どうぞよろしくお願ひいたします。



(総務部)

 わた なべ  
 渡邊こすぎ

このたび、引き続き3期目の総務部担当幹事に就任いたしました、渡邊こすぎと申します。

支部ではアウトドア部とテニス部に参加しております。

日本橋支部運営のお役に立てるように微力ながら務めてまいりたいと思いますので2年間どうぞよろしくお願ひいたします。



(総務部)

 しら い すみ お  
 白井純夫

引き続き、2期目の総務部担当幹事を拝命いたしました。

皆様方のご指導、お力添えをいただきながら、微力ではありますが支部運営のお役にたてるよう

努めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



(総務部)

みや ざき かず ひさ  
宮 崎 和 久

この度の支部役員改選で初めて支部監事（総務担当）を務めさせていただくことになりました宮崎和久と申します。

これから2年間、皆様方のご指導を賜りながら日本橋支部運営に尽力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



(研修部)

とく やま かず み  
徳 山 和 美

この度の支部役員改選で、引き続き研修部担当の幹事を務めさせていただくことになりました。

東京税理士会の会員研修とは、違った日本橋支部独自の幅広い分野の研修テーマを企画・実行出来ればと思いますので、支部会員の皆様からのご意見ご要望を事務局までお寄せ頂きます様お願い申し上げます。

これからの2年間は、研修会参加会員数の増加を目指し、支部運営に少しでも、お役に立てるよう精一杯務めさせていただきますので、どうぞ、宜しくお願い申し上げます。



(研修部)

こ よう たけ はる  
小 用 丈 晴

この度、三度目の研修部メンバーとなりました小用（こよう）です。昨年度、支部の研修受講率は81%を超え、多くの方々のご協力により成果を得ることができました。心より感謝申し上げます。

今年度からは、井手研修部長のもと、その歩みに寄り添いながら、静かに、確かに、支部会員の皆様の学びの一助となるよう努めてまいります。

研修が日々の営みにそっと寄り添い、知識と気づきの灯をともし場となるよう、微力ながら力を尽くしたいと思います。

今年度も、研修部の活動を通じて、皆様のスキルアップや知識の向上に貢献できるよう、様々な研修が企画されております。研修の内容や形式についても、皆様のご意見を取り入れながら、より充実したものにして考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



(研修部)

ご あん り え  
後 庵 理 江

皆さま、こんにちは。

このたび、研修部担当幹事に就任いたしました後庵理江と申します。幹事2期目となりました。

これから2年間、引き続き微力ながら研修部の活動を通じて日本橋支部の皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



(研修部)

やま しげ だい じ ろう  
山 重 大 二 郎

この度幹事に就任いたしました山重大二郎と申します。

会員の皆様にとって、日々の実務に直結するような実践的な研修を提供できるよう、しっかり取り組んでまいります。

皆様からのご意見・ご要望を大切に、より良い研修づくりを目指しますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



(研修部)

わた なべ み や こ  
渡 邊 美 弥 子

「こんにちは、この度、研修部幹事に就任いたしました、渡邊美弥子と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

研修部が主催としております雑談室やデジ塾など、日本橋支部のイベントに参加させていただくことによって、皆さんの仕事に対する姿勢や、税務に関する専門知識を共有することができ、私の血肉となっております。

皆さんの優しさや楽しさに触れることもでき、本当に感謝の一言です。

まだ、支部のイベントに参加されていない方、是非ご一緒しましょう！！」



(研修部)

まつ だ まさ し  
松 田 匡 司

この度、引き続き2期目の研修部担当幹事を務めさせていただくことになりました松田匡司と申します。日本橋支部では歌舞音曲部とアウトドア部に参加しております。

開業して6年目の駆出しですが、先輩方のご指導をいただきながら微力ではありますがお役に立てればと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



(研修部)

おお と せい いち  
大 戸 誠 一

このたび、初めて研修部担当の幹事となりました大戸誠一です。

開業して4年目、「のんびりやっぺいこう・・・。」と思っておりましたが、日々意外な質問にあたふた

しています。まだまだ不慣れな点が多々ありますが、微力ながら幹事という職責をしっかりと果たせるように取り組みますので、どうぞよろしくお願いいたします。



(研修部)

・情報システム委員長)

にし な ほ こ  
西 菜 穂 子

この度、2期目の研修部担当幹事を務めさせて頂きます西 菜穂子と申します。

今期は情報システム委員長としての役目も仰せつかりました。

研修部幹事として会員の皆様の受講義務時間達成の一助となるよう努力するとともに、情報システム委員長として支部ホームページの充実・情報化に伴う業務改善進歩に資する研修及び情報の提供が出来るよう尽力して参ります。

2年間どうぞ宜しくお願い申し上げます。



(研修部)

あな ざわ やすし  
穴 澤 靖

この度、研修部担当の幹事に就任いたしました穴澤靖です。

昨年8月に税理士登録し、日本橋小網町に事務所を構えております。

初めての支部活動でご迷惑をおかけすることが多々あるかと思いますが、先輩方のご指導をいただきながら会員の皆様のお役に立てるよう精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。





(広報部)

み つか かず ひこ  
三 塚 一 彦

この度、広報部を務めさせていただくことになりました三塚と申します。

会報「にほんばし」を通じて支部会員間の繋がりを感じていただければと思っております。誠に微力ではありますが、少しでも役に立てるように務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。



(広報部)

なか むら ただ まさ  
仲 村 匡 正

皆様

この度幹事に就任いたしました、仲村匡正と申します。

日本橋支部では野球部とアウトドア部でお世話になっております。

先行き不透明な状況が続く昨今ではありますが、広報部の担当として、日本橋支部の皆様のお役に立てられるよう、微力ながら精一杯頑張っていきたいと思っております。

何卒よろしくお願ひいたします。



(広報部)

こん どう  
近 藤 と も 子

皆様、こんにちは。この度、広報部の幹事に就任いたしました近藤とも子と申します。

広報誌「にほんばし」を通じて、皆様とともに日本橋支部の価値をより多くの方に伝えてさせていただければと存じます。

微力ではございますがお役に立てるよう努めて参ります。

2年間どうぞよろしくお願ひいたします。



(広報部)

こ やま えい いち  
小 山 栄 一

日本橋支部の皆様、こんにちは。この度広報部の幹事を仰せつかりました小山栄一と申します。どうぞよろしくお願ひ致します。広報という立場から、会報「にほんばし」を通じて支部の活動をより多くの会員へお伝えできるように頑張ります。支部の魅力や取り組みを、丁寧に、分かりやすく、そして楽しく発信してまいります。まだまだ至らないところもあると思ひますが、2年間何卒よろしくお願ひ致します。



(広報部・法対策委員長)

すず き はる ひ  
鈴 木 晴 妃

この度、広報部幹事と法対策委員長を務めさせていただくことになりました。

広報部では会報「にほんばし」を通じて会員の皆様と交流できますことを楽しみにしております。また、法対策委員では会員皆様へアンケートの回答をお願いすることとなります。

微力ではございますが精一杯務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



(厚生部)

お の つか よし み  
小 野 塚 良 実

この度、日本橋支部の幹事に就任いたしました小野塚良実と申します。引き続き厚生部を担当させていただきます。

税理士登録以来、長年にわたり野球部に在籍させていただいております。今後も幹事活動を通じ

て、少しでも会員の皆様及び日本橋支部のお役にたてるよう、精一杯努めさせていただきたいと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。



(厚生部)

すみ だ なお こ  
住 田 直 子

この度、日本橋支部の幹事を拝命し厚生部を担当させていただくことになりました住田直子です。

日本橋支部では色々な厚生活動がございます。まだ参加されたことがない支部会員の方々にも是非ご参加いただき、厚生活動を通じて親睦を深められるよう微力ながら貢献させていただければと存じます。

皆様のお役に立てるよう一生懸命努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



(厚生部)

おく むら たけ ひろ  
奥 村 武 博

このたび、日本橋支部幹事を拝命し、厚生部を担当させていただくこととなりました。微力ではございますが、会員の皆さまのご親睦とご健康の一助となるよう努めてまいります。支部活動のさらなる活性化に貢献できるよう精進してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



(組織部)

とく だ かず ひろ  
徳 田 和 浩

この度、日本橋支部幹事の組織部を担当させていただくこととなりました徳田和浩と申します。

組織部の配属は初めてで不慣れな部分もあると思いますが、与えられた仕事を精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



(経理部)

み か じり ただ ひろ  
三 ヶ 尻 忠 敬

この度、支部幹事9期目に就任しました。前期では初の総務部でしたが今回は経理部に戻ってまいりました。

前期経理部では、支部会費滞納対策をしっかりと行っていたため、会費滞納者がずいぶん減ったと聞いております。当期も引き続き会費滞納者が減るように経理部長と一緒に対策を講じていきたいと思っております。

また、事務局運営に関わる経理関係の簡素化も経理部長と一緒にしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



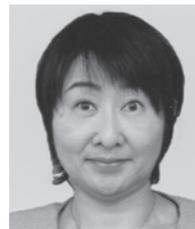
(経理部)

まえ ざわ さ と こ  
前 澤 左 斗 子

この度、支部役員改選で引き続き経理部担当幹事を務めさせていただくことになりました、前澤左斗子と申します。

2年前に初めて支部幹事に就任いたしました、あっという間の2年間でした。

微力ではございますが、川口経理部長の元、日本橋支部のお役に立てるよう2期目の幹事を努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



(綱紀監察部)

いわ かわ ゆ み こ  
岩 川 由 美 子

この度の支部役員改選にあたり、綱紀監察部担当の幹事を勤めることになりました岩川由美子と申します。

今年度は副部長という大任を仰せつかりました。

ここ最近、税理士懲戒処分者が大変多くなって  
おります。

また、処分内容も税理士業務停止7月、1年と  
大変厳しい内容となっています。

日本橋支部から処分者が出ない様、また諸先輩  
方のご指導を頂きながら支部運営のお役に立てる  
よう尽力して参りたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



(税務支援対策部)

どう めん よし はる  
道 免 良 春

この度、支部幹事を仰せつかりました道免と申  
します。税務支援対策部を担当いたします。

初めて支部の活動に従事することになりました。  
これから支部の活動にどうかかわって、どうお手  
伝いできるか分かりませんが、

お役に立てるよう精いっぱい務めさせていただきます。  
どうぞよろしくお願いいたします。



(税務支援対策部)

あずま しん や  
東 真 也

今期も引続き税務支援対策部を担当させていた  
だくこととなりました。少しでも支部のお役に立  
てるよう頑張りたいと思います。よろしくお願  
いいたします。



(税務支援対策部)

まつ ばやし けい こ  
松 林 恵 子

皆様、こんにちは。松林恵子と申します。

このたび支部幹事を拝命致しました。

担当は税務支援対策部です。4期目となります。  
諸先輩方のご指導をいただきながら、微力では

ありますが支部の事務運営に尽力させていただき  
たく存じます。

1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。



(税務支援対策部)

やま もと よし はる  
山 本 善 春

皆様、こんにちは。前期に引き続き、支部幹事  
として税務支援対策部を担当させていただくこと  
になりました山本と申します。

1期目の経験を活かしつつ、会員の皆様のご協  
力を頂戴しながら、わずかでも支部運営のお役に  
立てるよう尽力して参りたいと思っておりますの  
で、どうぞよろしくお願い申し上げます。



(本会理事)

いま い しん ご  
今 井 信 吾

この度の東京税理士会の役員改選により、本会  
理事を務めさせていただくことになりました今井  
信吾と申します。

これまでは、支部の厚生部を担当させていた  
だきましたが、本会でも厚生部の所属となりました。

支部での経験を活かし、本会でも会員の厚生活  
動のサポートを頑張ります。

また、本会の動向など支部会員に影響のありそ  
うな情報をなるべく共有できるよう努めて参りま  
す。





(本会理事)

お ばら まさ ひろ  
小 原 正 寛

この度の東京税理士会の役員改選により、本会理事として三期目を務めさせていただくことになりました。

本会での所属は国際部です。近年、グローバル化の進展に伴い税務の分野においても国境を越えた取引やサービスの提供が急速に増加しております。例えば、国際源泉税の適用判断や租税条約の解釈、国際相続における各国法制との整合性の確認、さらには消費税についても電子サービスや役務提供が国をまたぐケースが増えてきており税理士としての対応力が強く求められる時代となってまいりました。

支部会員の皆様にも適宜情報をお伝えし新しい時代に立ち向かっていけるべく努めて参りますのでどうぞよろしくお願いいたします。



(本会理事)

ま すだ かず ひろ  
増 田 和 弘

この度、東京税理士会の理事に就任させていただくことになりました増田和弘と申します。

支部では広報部長を4年、総務部長を2年、経理部長を2年、それぞれ務めさせていただきました。今回は東京税理士会の理事ということで、審議事項に関わることとなり、またその情報をいかに支部に適切にお伝えすることができるのか、考えていかなければなりません。

所属は広報部です。広報部の発行する「東京税理士界」は税理士会と会員とをつなげる重要な媒体であると同時に対外的なツールにもなっています。また、様々なイベントを通して税理士会がどのような活動をして世の中に貢献していくのか発信することも広報部の業務です。皆さんのお役に立てる情報を発信していく努力をしていきますので、何卒よろしくお願いいたします。



(本会理事)

く り はら しん ぺい  
栗 原 真 平

この度の東京税理士会の役員改選により、本会理事を務めさせていただくことになりました栗原真平と申します。

本会での所属は調査研究部になります。調査研究部は税制及び税務行政と税理士業務に関連する会計制度等の調査研究を行います。そのため、税制及び税務行政の改正に関する意見書を作成し、日本税理士会連合会へ提出する事が業務となります。微力ながら税理士会のお役に立てるよう努力して参りたいと思います。

何卒、よろしくお願いいたします。



(監事)

まつ もと ひろ あき  
松 本 洋 明

この度の役員改選により、監事を務めさせていただくこととなりました松本洋明と申します。

微力ではありますが、その職責を果たせるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



(監事)

あ さ い えつ こ  
浅 井 悦 子

この度、監事を務めさせていただくことになりました浅井悦子と申します。

初めての支部活動で不慣れではございますが、諸先輩方のご指導を賜りながら、支部運営のお役に立てるよう努めてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 随筆



### 声を鍛えるということ ～ボイストレーニング随想～

すみ た なお こ  
住 田 直 子

最近、駅のホームでアナウンスを聞くたびに「この人の声は訓練されているな」と感じるようになった。抑揚、発音、響き——ただ情報を伝えているだけでなく、心地よさや安心感すら与えてくれる。ふと、あのような声を自分も出せたらと思ったのが、ボイストレーニングを始めたきっかけだった。

ボイストレーニングというと、プロの歌手や声優が行うものというイメージがあるかもしれない。しかし実際には、プレゼンテーションや接客業、あるいは教師など、日常的に人前で話す必要のある人にとっても、有用なトレーニングだ。私も特に職業上、話す機会が多く、声を通らない・喉が疲れる・滑舌が悪いといった悩みを感じていた。

知り合いの紹介で最初に教室に通い始めたとき、トレーナーに言われたのは「喉で出さないこと」だった。それまでは、声を出すとは喉を震わせることだと信じていた。だが、実際は腹式呼吸、共鳴、姿勢、舌の位置、口の開き方など、全身を使って初めて“響く声”が出るという。発声は筋肉の連動だと、改めて実感した。

呼吸のトレーニングだけでも奥が深い。腹から息を吸い、無理なく吐き出す。吸うよりも、吐くことのほうが難しいと感じた。一定のスピードで、ブレずに、長く吐く。これが意外とできない。ストローを使って細く長く吐く練習をしていると、まるで瞑想をしているような気分になる。意識が静まり、自分の身体の感覚に集中する。

滑舌練習もまた、自分の未熟さを思い知らされる瞬間だ。「外郎売（ういろうり）」という古典的な早口言葉を読むと、たちまち舌がもつれてしまう。普段の会話では曖昧に発音していることが、こういう練習で露呈する。日本語の一音一音を、正確に、はっきりと出すには、舌や唇の筋肉を鍛

え、コントロールする必要がある。

最初の数ヶ月は、正直言って自分の声が嫌いだった。録音した声を聞いて「こんな声を他人は聞いているのか」と愕然とした。こもっている、抑揚がない、聞き取りにくい。しかしトレーニングを重ねるうちに、少しずつだが変化が現れてきた。人から「声がよく通るようになったね」と言われたり、自分の録音を聞いても前ほどの嫌悪感がなくなった。

面白いことに、声を鍛えると、気持ちにも変化が現れる。声が出ると、自信が出るのだ。以前は人前で話すときに緊張で声が震えていたが、今は堂々と話せるようになった。それは技術の問題だけではなく、身体の使い方を通して心も整ったのだと思う。

ボイストレーニングは、ただ声を大きくするものではない。むしろ、無理せず自然な声を出す技術だ。それは、自分の身体と向き合い、自分の“本来の声”を取り戻すプロセスとも言える。また、副次効果としての表情筋の鍛錬によるアンチエイジングや誤嚥性肺炎・認知症予防効果も期待できるのは嬉しい限りである。

我々の職業もAIに負けないよう、対面の会議やプレゼンテーションで顧客への対応が必要になってくると思う。お客様と話すときに心地よい声というのは一つのセールスポイントになると思う。

今では、駅のアナウンスを聞くときにも、単に「うまいな」と感心するだけでなく、「この人も練習したんだろうな」と、どこか仲間意識を抱いてしまう。声は誰にでも与えられた楽器であり、それをどう鳴らすかは、自分次第だ。



今日も鏡の前で発声練習をする。あいうえお、かきくけこ。まだ道半ばだが、少しずつ、少しずつ、自分の声が好きになっていく。そうして日々の中に、ちいさな達成感を積み重ねている。



## 68歳の手習い

ふくもとみつお  
福本光男

人生100年時代といわれるようになりました。確かに医療の進歩、生活環境の改善等、公共の担う役割も素晴らしいものになってきていると思います。

しかし、いつまで自分自身で全ての身の回りのことをこなせていけるでしょうか？幸いにも私たちの仕事には定年がありませんので、元気でいれば仕事は続けていけると思います。仕事生きがいという方もいらっしゃると思いますが、皆さんは、元気で長生きできるように何か取り組まれていることはありますか？

私も今年喜寿を迎え、終活もさることながら新たな楽しみを求め、ちょうど、佛教大学を終了して次に何をと思っていたところ、9年前68歳の時に誘われて長唄（杵勝）のお稽古を始めました。還暦までのラグビー、そしてスポーツジム通いはしていましたが、今まで経験したことのない事のほうが刺激があると思ったからです。

私の師匠、七代目杵屋和吉師は、河東節（カトウブシ、浄瑠璃江戸古流）の師匠でもあり、並行して二つの古典芸能を始めることになりました。以前に寄稿しました仏教美術もそうですが、日本の伝統文化に触れ改めてその奥の深さに感銘し、長く培われてきた先人の努力にも敬意を表しお稽

古に励んでいます。正座をし、背筋を伸ばし、お腹の底から声を出す。勿論、元気であるための一つの方法として。

長唄について少しふれておきましょう。長唄とは、近世邦楽の一ジャンル、三味線音楽の一ジャンル、江戸音曲の一つであり、正式名称は「江戸長唄」といいます。主に歌舞伎の伴奏音楽として発展し、日本舞踊にも用いられます。江戸長唄は義太夫節など語りを中心とした「語り物」とは異なり、唄を中心とした「唄い物」です。演奏は基本的に複数人の唄と三味線で成り立っていますが、曲目によって小鼓、大鼓、太鼓、笛などで構成される「お囃子」が付くこともあります。また、通常の三味線パートのほかに「上調子」という三味線パートを持つ曲も存在します。江戸元禄期に上方歌舞伎の劇中で演出として歌われた芝居唄が源流となり、享保以降に短めの長唄として江戸歌舞伎に伝わったといわれています。

皆さんは「常磐津」「清元」「端唄」「大和楽」などお聞きになったことがあるかもしれません。いずれも三味線音楽なのですが違うジャンルとして長唄と区別されます。「常磐津」と「清元」は浄瑠璃の音楽で、文楽や人形浄瑠璃を思い浮かべてください。これらはストーリーの伴奏となる音楽で「語り」を重視した音楽といわれます。「端唄」は「長唄」と対をなすジャンルで、短い三味線曲です。「大和楽」は昭和期に作られた比較的新しいジャンルで西洋音楽のエッセンスを取り入れた音楽です。歌舞伎に興味のある方はお分かりかと思いますが、長唄演奏の最小単位は、二挺一枚（ニチョウイチマイ）といい、三味線方二人、唄方一人を表しています。大舞台で大曲の場合には、十挺十枚のこともあります。

私は、1年半ほどで河東節の本名取を、2年で杵勝流名取を許され襲名しました。河東節が「十



(国立劇場大劇場、中央の白っぽい着物が筆者)

寸見東伯(マスミトウハク)長唄が「杵屋和伯(キネヤワハク)」です。今までに歌舞伎座、京都南座、国立劇場等の大箱でも歌わせていただきました。最も感動的で忘れられないのが、国立劇場大



(国立劇場大劇場、筆者の左隣り写真の左から5番目が人間国宝の宮田哲夫先生。その左隣が師匠杵屋利光(現七代目杵屋和吉)、他、東京芸術大学の教授等)

劇場での、「東音のつどい」(東京芸大邦楽科の公演)長唄「問答入り勸進帳」で人間国宝、宮田哲夫先生(富樫)を相方に弁慶を演じさせていただき、同じく国立大劇場で、長唄杵勝三傳の一つ「虎狩」を十一挺十一枚で演じたこと。虎狩は上巻下巻の二部構成で合わせて45分ほどの大曲です。そして、歌舞伎座では市川團十郎丈襲名披露公演の舞台に十寸見東伯として出させていただいたことでしょうか。

これからも、仏像拝観、秘湯巡りの旅と一緒に健康寿命を少しでも伸ばせるように続けていきたいと思っています。写真は、團十郎丈襲名披露公演時の歌舞伎座楽屋口。出演日に歌舞伎座正面玄関横に掲げられた出演者名札。そして国立大劇場での「虎狩」、「問答入り 勸進帳」の舞台です。



(團十郎襲名披露出演時の歌舞伎座楽屋)



(歌舞伎座正面玄関横に掲げられた出演者名札)

### 表紙の写真について

西新井駅から大師線、終点の大師前駅からほど近い場所に、西新井大師ぼたん園があります。

その昔、ぼたんは奈良の総本山長谷寺から移植され、西新井大師では文化・文政(1804—30)の頃よりぼたん園が展開されたとのこと。「西の長谷寺・東の西新井」とは、ぼたんの名称を表す言葉です。

西新井大師に3か所あるぼたん園のうち、最も大きいのは第2ぼたん園。遊歩道も整備され、大師駅前から東門へと誘うように配置されています。趣のある山門とともに背景を生み出す第3ぼたん園など、大小の園はそれぞれに特色のある魅力を表現しております。

境内のぼたんが満開になる頃、西新井大師の「花まつり」の賑わいは最盛を迎え、多くの観光客が訪れます。(HPより引用)



## ゴルフコンペ

## 税理士会日本橋支部と京橋支部の交流戦

令和7年5月15日 戸塚カントリークラブ西コース

令和7年5月15日に4回目の京橋支部とのゴルフコンペの交流会を神奈川県横浜市旭区大池町にある「戸塚カントリー倶楽部西コース」において開催されました。日本橋支部は「第356回TNG会」との位置づけで開催しました。

<これまでの開催状況>

- 1回目 令和4年4月13日 中山カントリークラブ (千葉県八千代市桑橋)
- 2回目 令和5年4月13日 茨城ゴルフ倶楽部 (茨城県つくばみらい市小島新田)
- 3回目 令和6年4月10日 中山カントリークラブ (千葉県八千代市桑橋)

※ 戸塚カントリー倶楽部 西コースは、令和6年6月にJLPGAツアーの資生堂レディスオープン競技など多くのトーナメントが開催されています。東南の雄大な緩傾斜面に作られ、自生の松や桜など2万本の樹木に囲まれ、気品のあるアンジュレーションに仕上げられております。

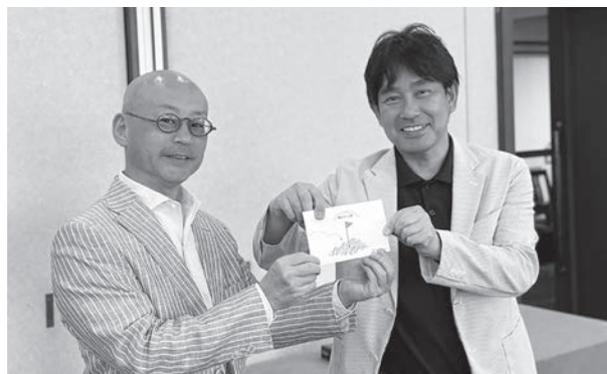
当日は天候にも恵まれ参加者は、日本橋支部20名、京橋支部20名、合わせて総勢40名で熱戦が繰り広げられました。対抗戦の結果は、各支部とも上位10名の合計グロススコアで対抗し、その結果京橋支部の勝利で通算成績は日本橋支部の4連敗となりました。日本橋支部だけの結果は以下の通りです。

(ゴルフ部長 森 一郎)

優勝	清水 徹		
	グロス93	ハンディキャップ22	ネット71
準優勝	住田 直子		
	グロス91	ハンディキャップ15	ネット76
第3位	内田 孝		
	グロス99	ハンディキャップ17	ネット82
ベストグロス	森 一郎	グロス84	



<住田直子> <清水徹> <青木久直>



<京橋支部 支部長>

## 「デジ塾」が最終回となりました

～令和7年6月13日～

「デジ塾」は、令和5年7月14日(金)に第一回が開講されました。

講師は安田副支部長。

開講の目的としましては、「インボイス・電子帳簿保存法と私たちの業界にもデジタル化電子化の波が押し寄せてきた。今までは、ベンダーが手助けをしてきましたが、これからは私たちが、税務だけではなく顧問先の電子化等の対応につい



でもアドバイスをする必要が出てきた。そこで、情報システム委員会として、会員の皆様に少しでもお役に立てればという思いを込めて「デジタル塾=デジ塾」を開講する。」としたものです。

これまでに取り上げたテーマについては抜粋ではありますが、①Copilot（生成AI）完全攻略、②中小企業もICTを使って楽々経費精算&会計事務所も楽しみましょう！+Windows11のオススメ設定、③電子契約書+Windows11のオススメ設定、④RPAって本当に業務効率になるの、④RPAを使ってみた。確定申告に有効か、などでした。

令和7年6月13日（金）に、第22回「デジ塾総まとめ」として最終回を迎えました。

最終回の前半は、デジタルインボイスとペポルの関係性について、後半は、2年間のデジ塾の目指したところは実は属人化と慣習への固執による

リスクと対策につながるという事で「属人化と慣習への固執排除」をテーマに取り上げられました。

安田副支部長担当のデジ塾は最後となりますが、新体制デジ塾が近々開講しますので、皆様新デジ塾にも奮ってご参加ください。

安田副支部長2年間お疲れ様でした。

（情報システム委員会 塩谷 満）



## 女性部(さつき会)活動報告

### 「骨盤を中心に全身を整えるレッスン」

～強く・美しく・しなやかに～

講師のKYO先生曰く。「体内水分量の微妙な調整は、汗と尿でバランスをとっていますが、汗をかく習慣のない人は泌尿器に負担がかかり結果腎臓が疲れてしまいます。汗をかく運動習慣を持つべきは大人のたしなみのひとつです。」

これからも少しずつ汗をかく習慣を作りましょう。

良いエクササイズは全身運動でまんべんなくカラダを使うので爽快です。

自分のカラダは自分で作りましょう！！

女性部では毎月第一金曜日にレッスンをしています。

参加希望者は支部事務局までご連絡下さい。

男性会員も参加可能です。

（女性部世話役 梅田 文江）



## 各部だより

### 〔総務部〕

#### ◎支部幹事会報告

令和7年4月16日(水)

#### I 審議事項

なし

#### II 報告事項

1. 令和6年度・令和7年度各部事業報告及び事業計画案について
2. 令和6年度・令和7年度支部会計収支報告・予算案について
3. 登録調査(4/3)の件
4. 支部役員懇親旅行について
5. その他

#### III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和7年5月14日(水)

#### I 審議事項及び決議について

1. 令和6年度・令和7年度各部事業報告及び事業計画の件
2. 令和6年度・令和7年度支部会計収支報告・予算の件
3. 令和6年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件
4. 定期総会(6/23(月))当日分担確認等の件
5. その他

#### II. 報告事項

1. 署との拡大定例連絡会(4/23)の件
2. 顧問相談役会(4/23)の件
3. 登録調査(5/9)の件
4. その他

#### III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

令和7年6月3日(火)

#### I 審議事項

1. 事務局夏期休暇日程に関する件
2. 令和7年度定期総会(令和8年6月)日時  
の件
3. その他

#### II 報告事項

1. 会計監査報告(5/15)の件
2. 関係団体定期総会の件  
中央区租税教育推進協議会(5/21)  
日本橋優申会(5/27)  
東税協第64回通常総代会(5/29)

#### 3. その他

#### III 各部報告・委員会報告・理事会報告 以上

(総務部長 栗原真平)

### 〔研修部〕

令和6年度も多くの支部会員の皆様に、研修に参加いただきありがとうございます。

令和6年度の日本橋支部の研修36時間達成率は81.49%(前年75.18%)となり、目標の80%を超えることができました。東京税理士会ではWEB受講の推進など研修部の施策が効果を表し、東京税理士会全体でも、36時間達成者の割合は80%を超え、前年を10%近く上回っています。

今後も日本橋支部では、毎月1回の会場研修開催を目標として、企画をしております。また、雑談室、デジ塾も研修認定時間に加算されますので、ぜひ参加をお待ちしております。

令和7年は日本橋支部が第一ブロックの幹事支部となります。10月20日に第2回ブロック合同研修を行いますので、ぜひご参加をお願いいたします。

#### 《実施した研修会》

日 時：令和7年4月16日(水)14:00~15:30

テーマ：「書面添付制度」

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：綿商会館

日 時：令和7年5月16日(金)14:00~16:30

テーマ：「再確認！令和6年度税制改正 賃上げ  
促進税制を中心に」

講 師：税理士 金子真一 氏

会 場：AP日本橋

日 時：令和7年6月11日(水)14:30~16:30

テーマ：「高齢化社会における不動産取引や財産  
管理のリスクについて」

(日本生命共催)

講 師：行政書士 坂本拓也 氏

会 場：綿商会館

日 時：令和7年6月23日(月)13:30~15:00

テーマ：「日本のデジタル化とその現状」

講 師：ジャーナリスト 青木理 氏

会 場：ロイヤルパークホテル

※ 総会記念講演

《実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：令和7年4月11日(金)17:30~19:30

日 時：令和7年5月16日(金)17:30~19:30

日 時：令和7年6月13日(金)17:30~19:30

日 時：令和7年7月11日(金)17:30~19:30

日 時：令和7年8月8日(金)17:30~19:30

日 時：令和7年9月12日(金)17:30~19:30

日 時：令和7年10月10日(金)17:30~19:30

日 時：令和7年11月14日(金)17:30~19:30

日 時：令和7年12月12日(金)17:30~19:30

会 場：すべて日本橋支部会議室

(研修部長 塩谷 満)

## 〔厚生部〕

### 〈野球部〉

令和7年4月以降の活動をご報告させていただきます。

#### ・第135回支部対抗野球大会

(神宮外苑4/8、15、22)

第1回戦 日本橋支部 18対4 中野支部

第2回戦 日本橋支部 7対0 荏原支部(不戦勝)

第3回戦 日本橋支部 13対0 葛飾支部

第4回戦 日本橋支部 7対1 上野支部

準決勝 日本橋支部 2対12 京橋支部

3位決定戦 日本橋支部 22対6 本郷支部

※3位となりました。

#### ・第一ブロックリーグ(神宮外苑5/13)

1試合目 日本橋支部 8対4 麴町支部

2試合目 日本橋支部 14対2 神田支部

#### ・練習試合(神宮外苑6/4)

日本橋支部 7対13 渋谷支部

#### ・第一ブロックリーグ(神宮外苑6/17)

日本橋支部 11対9 京橋支部

### ★今後の予定

7月22日 練習試合 対 上野支部

8月5日 第一ブロックリーグ 対 芝支部

9月12日 第一ブロックリーグ 対 麻布支部

支部対抗トーナメントでの優勝旗奪還に向けて日々努力を重ねています。新戦力も加わり楽しみです。今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。

(野球部 阿部慎史)

### 〈テニス部〉

#### 〈練習会〉

4月25日 猿江恩賜公園

7名参加

練習会後、錦糸町で朝日生命保険(東京税理士協同組合)の担当者と勉強会、懇親会を行いました。

5月21日 猿江恩賜公園

7名参加

6月18日 猿江恩賜公園

5名参加

#### 〈東京税理士会テニス大会〉

5月13日に有明テニスの森で開催され、混合ダブルスに4組が参加しました。

#### ・岩川、東海林ペア

(予選)

四 谷 6-4 ◎

練馬東 6-3 ◎

神 田 3-6 ※

〈1位トーナメント〉

1回戦敗退 1-6 ※

#### ・布川、後俺ペア

(予選)

杉 並 6-0 ◎

江戸川北 6-0 ◎

上 野 6-0 ◎

〈1位トーナメント〉

1回戦 練馬東 6-3 ◎

2回戦 葛 飾 1-6 ※

#### ・渡辺、増田ペア

(予選)

京 橋 0-6 ※

江東東 6-0 ◎

神 田 1-6 ※

〈3位トーナメント〉

1回戦 渋谷 6-1 ◎

2回戦 武蔵野 1-6 ※

#### ・小崎、矢野ペア

(予選)

荻 窪 1-6 ※

練馬東 3-6 ※

四 谷 6-3 ◎

〈3位トーナメント〉

1回戦敗退 1-6 ※



有明テニスの森で開催された令和7年春の東京税理士会テニス大会は、4組が参加して、楽しくプレーができました。天気も良く、1日楽しめました。最近では、錦糸町の猿江恩賜公園で練習することが多く、練習後、協同組合と共同で勉強会、懇親会を行っています。

暑い夏を迎えますが、体調に注意して、楽しく練習を行いたいと思います。コーチも交えて、初心者も楽しく練習を行っていますので、皆さまの参加をお待ちしています。

(テニス部長 塩谷 満)

#### 〈囲碁部〉

囲碁部の活動報告は次の通りです。

6月14日 京橋支部会議室

女子プロ古川こんゆ二段による指導碁に参加

参加者 日本橋支部3名、京橋支部4名 計7名

#### 今後の予定

12月6日 京橋支部会議室

女子プロによる指導碁に参加予定

(囲碁部長 花山三郎)

#### 〈アウトドア部〉

3月27日 月例ランニング練習会 参加者2名

4月16日 丸の内ビル屋上にてナイトヨガ

参加者5名

3月決算法人の決算及び申告業務で多忙になる

前に、涼しいナイトヨガで整いました。

4月17日 月例ランニング練習会

中止

4月20日 かすみがうらマラソン大会

参加者6名

フルマラソン、10マイルマラソンともに参加者全員無事に完走しました。



5月14日 今期のイベントスケジュールを決めるための会議を行いました。

参加者5名

5月15日 月例ランニング練習会

参加者2名

6月14日 筑波山登山

参加者7名

つくばエクスプレスで終点つくば駅に向かい、そこからバスで筑波山へ。小雨が降ったり止んだりする天気の中、山頂まで登り、ケーブルカーに乗車、筑波山神社などに寄り、最後は筑波山温泉つくばの湯で汗を流しました。

6月19日 月例ランニング練習会

参加者3名

6月24日 丸の内アウトドアヨガ

参加者5名

丸の内のビルの屋上でアウトドアのナイトヨガに参加しました。ビル風を感じながら日頃の疲れを癒しました。



#### 今後の予定

7月17日・8月21日 月例ランニング練習会

7月27日 KITA! SENJUマラソン

9月23日 情熱ハーフマラソン

アウトドア部では参加者を募集しています。ランニングの他、ハイキングや軽い登山、ボルダリングやバトミントン、バーベキューなどスポーツ全般について色々と企画をしておりますので、興味がある種目にお気軽に参加してください。

(アウトドア部 増田 和弘)

〈歌舞音曲部 (カラオケ部)〉

〈月例会〉

4月7日	TIARA	参加者8名
5月21日	TIARA	〃 7名
6月17日	TIARA	〃 12名
7月15日	TIARA	〃 7名

今後の活動予定

歌舞音曲部創立40周年記念発表会を令和7年11月15日(土)に決定(パセラリゾーツ上野公園前店にて午前11時頃より)

カラオケ月例会 毎月一回 原則として月の2週目で午後6時より2時間予定

TIARA但し支部行事、会場の不都合で変わります。事務局の連絡網をよく見てください。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

(厚生部長 今井信吾)

〔組織部〕

4月以降は報告すべき改正作業等の活動は有りませんでした。

今後は、標準支部規則の改正の趣旨に従い、「支部会員援助規定」の整備等が予定されており意見徴収の提出に向けた作業を進めております。

(組織部長 平川 彰)

〔税務支援対策部〕

日本橋法人会、東京商工会議所、東京商工会議所中央支部からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』及び、支部無料相談を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
4月2日(水)	法人会事務局	余西 吉巳
4月16日(水)	〃	佐藤 嘉光

5月14日(水)	〃	藤田 裕久
6月4日(水)	〃	若狭 茂雄
6月18日(水)	〃	山口 佳彦
7月2日(水)	〃	大曾根成行
7月16日(水)	〃	栗原 真平

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
6月19日(木)	中小企業相談センター	佐野典子

○東京商工会議所中央支部からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
4月8日(火)	中央区京橋プラザ	津村 玲
6月10日(火)	〃	藤田 裕久

《支部無料税務相談》

実施日	会場	担当税理士
4月9日(水)	支部事務局会議室	山口 佳彦
5月14日(水)	〃	秋庭 守
6月11日(水)	〃	村上 光政
7月9日(水)	〃	若狭 茂雄

(税務支援対策部長 藤沢佳文)

〔情報システム委員会〕

《活動報告》

〈デジ塾開催〉

4月11日 デジ塾総まとめ1 (WORDで簡単にいろいろな線を引く)

(講師:安田信彦) 参加者9名

5月9日 デジ塾総まとめ2 (Shipping Toolの使い方)

(講師:安田信彦) 参加者11名

6月13日 属人化と慣習への固執によるリスクと対策

(講師:安田信彦) 参加者15名

安田副支部長が担当したデジ塾は、全22回開催し、出席者はよく勉強して、支部会員のICT化が進みました。令和7年から新たなデジ塾を企画しますので、ぜひ参加をお待ちしています。

(情報システム委員会 塩谷 満)

〔租税教育推進委員会〕

小学6年生・中学3年生を対象とした今年の租税教室を下記の通り実施致しました。

4月21日	阪本小学校	1クラス
5月9日	有馬小学校	3クラス

5月12日	常盤小学校	2クラス
6月26日	日本橋小学校	3クラス
7月1日	日本橋中学校	3クラス
7月7日	久松小学校	5クラス



<租税教室風景：1億円に群がる生徒たち>

今年から担任講師用アンケートを実施し、この原稿作成時には未だ有馬小学校しか入手できておりませんが、「税と社会のつながりがよく理解できた」「社会で学習したことへの理解がより深まった」等の回答を頂きました。

また税務署が実施した生徒からのアンケートの回答も、「ゲームが面白かった。」という意見が多かった。その他に「税の必要性を再確認できて良かった。」とか「税金は大切なものと思った。」等の回答があり、税に対する関心が高いことが分かった。

中には減税できない理由が知りたい、国が借金を始めたのはいつ頃でどの内閣の時だったのか？今迄必要の無い無駄な税金はありましたか？どうすれば財政が直るのか？政府が使う税金の使い道を詳しく知りたい、等様々な方面からの質問があり、今後の租税教室の参考になると思いました。他の学校からのアンケートもどんな質問が来るのか楽しみです。

(租税教育推進委員会 梅田文江)

## 編集後記

酷暑ですが無事に8月号をお届けいたします。

最近の話題として、大阪万博が好評のようですので行って来ましたが、入場するために事前に入場日と時間をネット予約し、その予約QRをスマホに保管して入場する際に示す必要があるなど入場する前迄のハードルが高齢者には高いように感じました。

ただ、大屋根リング内の各国のパビリオンは先着順というものが多いので助かりました。昼間は待ち時間が1時間以上というのが当たり前ですが、17:00以降になりますと待ち時間なしというものが結構あります。

夜行われます1,000機のドローンショーは一見の価値がありますので夕方からの入場がよろしいかと思えます。

各国が自国のアピールの場として工夫を凝らした展示等があり新たな側面を知ることができ充分楽しめ、いつの間にか並んだ疲労も癒されていました。

お時間あればお勧めです。

(K.M)



## 会員の異動

### <入会>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
関口 広大	〒103-0027	日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所	4574-6688	7年4月24日	
古謝 利樹	〒103-0027	日本橋1-2-2 親和ビル5階 Authense税理士法人	3231-8660	7年4月24日	
菊留 毅	〒103-0027	日本橋2-1-21 第二東洋ビル5階 税理士法人フィールズ	3516-8818	7年4月24日	
安田 英頌	〒103-0004	東日本橋1-6-9-601号 (GREENPARK東日本橋RESIDENCE II)	090-9989-3364	7年4月24日	
鈴木 喜雄	〒103-0027	日本橋3-1-2 NTA日本橋ビル10階	3272-8596	7年5月1日	
浅場 柊	〒103-0013	日本橋人形町3-7-3 NCC人形町ビル3A スターチス税理士法人	6822-6560	7年5月22日	
磯前 哲	〒103-0015	日本橋箱崎町19-7 リバー&タワー202号室	070-4140-7569	7年5月22日	
宮城 昌弘	〒103-0028	八重洲1丁目5-9 税理士法人心 東京税理士事務所	5542-1779	7年5月22日	
安藤 凜太郎	〒103-0013	日本橋人形町3-7-3 NCC人形町ビル3A Liv Root税理士法人	090-7272-7640	7年5月22日	
金子 公美	〒103-0012	日本橋堀留町2-3-8 田源ビル4階 税理士法人エーピーエス	5643-2775	7年5月22日	
山本 瑞生	〒103-0028	八重洲1丁目7-20 2階 税理士法人チェスター	6869-5040	7年6月24日	
津川 博哉	〒103-0028	八重洲1丁目7-20 2階 税理士法人チェスター	6869-5040	7年6月24日	
渡邊 航平	〒103-6117	日本橋2丁目5番1号 税理士法人 令和会計社	3231-1858	7年6月24日	

### <転入>

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日	備考
黒尾 俊夫	〒103-0027	日本橋2-16-6 ACN日本橋PLACE 2階	070-6100-8540	7年4月1日	
林原 正明	〒103-0013	日本橋人形町3-7-3 2階A号室 税理士法人ユナイテッド	6260-6113	同上	
飯島 哉文	〒103-0024	日本橋小舟町2-10	6820-7278	7年4月16日	
山下 和則	〒103-0016	日本橋小網町9-6 NST小網町ビル3階山城税理士法人	6280-4575	7年5月20日	
茂木 元晴	〒103-0013	日本橋人形町2-22-8	6661-9116	7年5月29日	
神場 元樹	〒103-0022	日本橋室町4-4-10 東短室町ビル4F 税理士法人ゆいアドバイザーズ	6665-6972	7年6月2日	
片山 茂雄	〒103-0014	日本橋蛸殻町1-32-11-804号	3665-2092	7年6月3日	

## ＜法人転入＞

氏名	郵便番号	事務所住所	電話番号	支部所属日
山城税理士法人	〒103-0016	日本橋小網町9-6 NST小網町ビル3階	6280-4575	7年5月20日

## ＜事務所住所変更＞

氏名	郵便番号	事務所住所
坂本佳代子	〒103-0022	日本橋室町1-11-12 9F
入船駿一	〒103-0021	日本橋本石町4-2-2 USビル301
吉村以知郎	〒103-0027	日本橋2-9-9 YMT日本橋ビル6F
追中徳久	〒103-0027	日本橋1-2-10
井上慶太	〒103-0016	日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場町206
河合真悟	〒103-0013	日本橋人形町3-7-2 原ビル502
鷺百合子	〒103-0016	日本橋小網町8-2 BIZMARKS日本橋茅場町7階
大江高詞	〒103-0004	東日本橋3-8-1 東日本橋コーポラス703号

## ＜法人事務所住所変更＞

法人名	郵便番号	事務所住所
ベンチャーサポート税理士法人 日本橋オフィス	〒103-0027	日本橋3-12-1 第一三木ビル6階
Apex Brain税理士法人	〒103-0004	東日本橋3-8-1 東日本橋コーポラス703号

## ＜事務所名変更＞

氏名	新事務所名	氏名	新事務所名
入船駿一	入船駿一税理士事務所	赤根豊	税理士法人蔵人会計
和田太	税理士法人蔵人会計	鷺百合子	税理士鷺百合子事務所

## ＜法人名変更＞

法人名	新事務所名
税理士法人蔵人会計事務所	税理士法人蔵人会計

## ＜事務所電話番号変更＞

氏名	電話番号	氏名	電話番号	氏名	電話番号
入船駿一	3548-8741	加藤千博	6910-8892	高橋勝彦	090-3332-1838
岩澤尚也	3661-5031	鈴木喜雄	3272-8596	河合真悟	6803-5056
高橋琢磨	6555-3196				

## &lt;転出&gt;

氏名	転出先	氏名	転出先	氏名	転出先
安田 幸一	京橋支部へ	佐藤 亮輔	神田支部へ	吉澤 大輔	渋谷支部へ
中口 将史	新宿支部へ	木本 忠	豊島支部へ	佐藤 順一郎	芝支部へ
田中新也	世田谷支部へ				

## &lt;法人会員転出&gt;

法人名	転出先	法人名	転出先
税理士法人中野・山下会計事務所 東京支店	芝支部へ		

## &lt;退会&gt;

氏名	備考	氏名	備考	氏名	備考
上中 澄雄	業務廃止	岸 もと子	業務廃止	上野 晃	業務廃止
渡邊 可奈子	業務廃止	福永 浩二	東京地方会	近藤 友規子	業務廃止
石川 一郎	東京地方会	永瀬 隆敏	業務廃止		

## &lt;法人会員退会&gt;

法人名	備考	法人名	備考
税理士法人中央税務会計	解散	税理士法人ジェミナイ税理士事務所	解散

## &lt;会員死亡&gt;

植木 暢茂	令和7年4月9日死亡 73歳	小田 陽一	令和7年4月27日死亡 46歳
-------	----------------	-------	-----------------



# 不動産売買を ご検討中の関与先様を 日税不動産情報センターに ご紹介ください！

- ☑ 相続税納税のために不動産売却が必要
- ☑ 資産整理のために売却したい
- ☑ 一棟マンション・アパートが老朽化して空室が目立つ、修繕する資金がない
- ☑ 遊休不動産を売却したい
- ☑ 不動産共有解消のため売却したい・・・など

その他にも...

相続不動産の  
対策

財産評価  
サポート

事業承継不動産  
M&A

価格査定  
調査

**相談無料** お気軽にご相談ください。

※案件成約の場合、関与先様から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

税理士協同組合指定会社

株式会社 **日税不動産情報センター**

お問い合わせは **TEL.03-3346-2220** 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1  
新宿エルタワー29階

日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター 日税信託

挑みつづける、変わらぬ意志で。


**東京商工会議所**

## 《東京商工会議所から融資のご案内》

### マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、商工会議所の推薦に基づき

日本政策金融公庫が**無担保・保証人不要**（保証協会の保証も不要）で融資を行う制度です。

#### 制度概要

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 運転資金・設備資金 いずれも10年以内  
※据置期間についてはお問い合わせ下さい。

融資利率 **1.80%**（固定金利）

※一定の要因を満たす場合には、上記利率より当初2年間0.5%引下げとなります。  
※2025年6月1日時点の金利です。金融情勢によって変動し、日本政策金融公庫での融資決定時の利率が適用されます。最新の利率はお問い合わせください。  
※中央区に主たる事業所のある方に対して中央区から利子補助金（補給金）が最長3年間支給されます。

※審査の結果、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

#### 融資対象（主な項目）

●小規模事業者であること ⇒

●最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている事業者

（※創業予定の方や、創業後1年未満の方は、融資対象とはなりません。）

●税金（所得税・法人税・事業税・住民税など）を完納している事業者

●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる事業者

※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

小規模事業者とは、従業員20人以下の法人や個人事業主の方  
但し、**商業・サービス業は5人以下**（宿泊業・娯楽業は20名以下）  
※アルバイト・役員等を除いた人数

【経営に関するお悩み承ります】

◆**税理士による無料税務相談**

第2火曜日

◆**弁護士による無料法律相談**

第1・3火曜日

◆**社労士による無料労務相談**

第4火曜日

※午後1時～4時（1回30分）お電話で要予約

※ご相談は事業に関する内容に限ります

**東京商工会議所中央支部【事前予約制】電話：03-3538-1811**

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階

国がつくった従業員のための退職金制度 (中退共)  
**中小企業退職金共済制度**

**有利**

掛金は全額非課税  
 掛金の一部を国が助成

**簡単**

外部積立型で管理が簡単  
 退職金試算額もお知らせ

**安心**

確実な退職金支払  
 安心の資産運用

**中退共**  
 CHU-TAI-KYO

退職金は直接退職者に  
 支払われます。

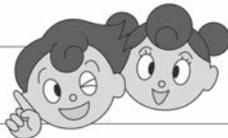
お近くの金融機関等の  
 窓口でお申込みください。

パートタイマーさんも  
 家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに  
 16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる  
 「通算制度」があります。

**人材の定着に。**  
 従業員の意欲の向上にもつながります。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL.03-6907-1234

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011

# 部活動風景



## ▼ゴルフ部▼



京橋支部とのゴルフ交流戦

## ▼テニス部▼



## ▼さつき会▼



## ▼カラオケ部▼



## ▼アウトドア部▼

